

1 リ災証明書の発行

問い合わせ先	川越地区消防局 予防課火災調査担当	電話	049-222-0744
内容	<p>り災証明とは、火災で大切な建物や家財が燃えたとき、消防で火災があったことを証明しているものです。 「り災証明書」は、消防職員が火災現場を確認・調査していないと発行できません。燃えた状況や燃えた物または損壊等の被害事実が確認できない場合は、証明書を発行できない場合があります。 り災証明書の提出先や必要枚数を確認の上、事前にお問い合わせください。</p>		
	申請できる 窓口・郵送先	川越地区消防局 予防課火災調査担当 ※平日の午前8時45分から午後5時まで (〒350-0823川越市神明町48番地4)	
	申請できる 対象者	り災物件の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険金受取人等の方	
	申請手続き に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ り災証明交付申請書 ○ マイナンバーカード、運転免許証などの関係者本人又は代理人本人であることを確認できるもの。 郵送の場合は写しを同封してください。 ○ 申請者が法人の場合は、社員証、職員証など ○ 代理人が申請する際は、委任状が必要となる場合があります。 ○ 郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。 	
	火災や災害出場で予防課火災調査担当が不在の場合は、すぐに受付・発行できない場合もあります。		
手数料	手数料はかかりません		